

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人鶴岡学園
② 設置大学名称	北海道文教大学
③ 担当部署	事務局総務部総務課
④ 問合せ先	0123-34-0019
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 10 月 10 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 10 月 16 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.do-bunkyo.ac.jp/university/index
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	北海道文教大学は、その母体である学校法人鶴岡学園の建学の精神「清正進実」を大学の基本理念としており、この基本理念及び教育研究上の目的について、大学ホームページに明示し、社会に対して広く公表している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学士課程及び修士課程において、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の３つの方針を定めている。 これらの３つのポリシーは、教育開発センターが整備しており、これに基づいて各学科・研究科が入学学生を受け入れるとともに、教育課程を作成し実施している。 点検・評価については、教育開発センターが学修成果の面からアセスメント・ポリシーに基づいて実施するほか、大学評価委員会が自己点検・評価項目に基づいて実施している。 これらの点検・評価に基づき大学運営会議が改善を促し、継続的な教育の質の向上に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の主体的かつ的確・円滑な大学運営を図るため、学長の補佐機関として「大学運営会議」を置くことを規定し、大学の運営に係る重要事項を協議している。 教育研究に関する事項の審議や学長の決定に際し意見を述べるため、「教授会」を置くことを学則で定めている。 また、各種会議、委員会及びセンターを各規程に基づき設置するとともに、学長の職務を補佐する副学長のほか、学部長・学科長など管理職員の職務等について規定している。 また、学校法人の常務理事・総務部長、大学の学長・企画調整部長を構成員とする「法人・大学連携会議」を設置し、定期的な開催により、法人と大学の円滑な連携、協働体制を構築している。 これらの規程により、教学組織の権限と役割を明確化している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	大学運営に当たっての教職協働をこれまで以上に推進するため、教員が教務部長及び学生部長を兼務することとし、専決規程に基づく責任の下、両組織間の適切な役割分担と協働・連携に努めている。 また、各種委員会及びセンターは、各学部・学科・研究科の教員が構成員になるとともに、事務を担当する所管課が定められており、それぞれの委員会等に属する教員と事務職員が連携

	して委員会等の運営を行うなど業務を執行しており、教職協働の組織的な体制が整備されている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では、教員の資質向上を図るための方策として、大学全体でファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を実施しており、2024年に「大学としてのFDの考え方・方針」を策定した。 教育開発センターでは、「FDの実施方針」を定め、大学全体のほか、全学部、全学科、全研究科等の単位でのFD実施を求め、全教員に年1回以上いずれかのFD研修会に参加することを促している。 また、事務職員の資質向上を図るため、年度ごと「北海道文教大学SD研修実施方針」を策定し、学内におけるSD研修の実施及びFD研修への参加の促進、外部機関が実施する階層別研修に積極的に参加させている。また、各部課の実態に応じた研修の実施に資するよう、各部課に研修費を措置し、外部研修の参加等について奨励している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2017年に、大学全体の中・長期的な目標を内外に示した学校法人鶴岡学園「教育 100 年ビジョン」を策定し、大学のホームページ等で広く公表している。 この 100 年ビジョンの実現に向け、中期的な視点で着実に具体化していくべきものとして、設置する学校それぞれの運営方針となる「学校法人鶴岡学園中期計画 2024（2020 年度～2024 年度）」及び「学校法人鶴岡学園中期計画 2.0（2025 年度～2029 年度）」を策定し、グローバル化の進展など時代の急激な変化に対応するとともに、社会連携・地域貢献、大学ガバナンスの確立など、大学の機能強化、学部教育の質的向上に向けて具体的な施策を実施している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画のアクションプランについて年度単位の計画として「北海道文教大学アクションプランロードマップ」を作成し、年度ごとに目標を設定して実行している。 このロードマップに基づき、毎年度、各学科・事務局において進捗状況を点検評価し、その結果を大学運営会議において検証している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	現在、本学は3学部7学科2専攻を有する総合大学である。 人間科学部は、食を通じた健康の維持と向上、未来を担うこどもの教育と支援などに向け、多様な主体と連携・協働して社会における学びと活動の活性化を図りながら、持続可能な社会の実現に貢献できる人材を育成している。 2022年度までは、5学科体制（健康栄養学科、こども発達学科、看護学科、理学療法学科、作業療法学科）であったが、2023年度に、看護学科・理学療法学科・作業療法学科を、医療保健科学部に改組し、2024年度には、様々な課題を抱える地域社会の中核的コーディネータの養成を目指す地域未来学科を設置しており、現在、3学科体制となっている。 国際学部は、2021年度に外国語学部を改組して設置した学部であり、国際的な幅広い視点からグローバル社会の課題を発見し、解決する能力と意欲を備えるとともに、多様な価値観の人々と積極的に協働し、社会貢献できる人材を育成している。国際教養学科及び国際コミュニケーション学科を設置している。 医療保健科学部は、医療・保健・福祉の多様な問題を総合的に把握し、データ分析・評価を行い、解決できる医療職人材及び多職種連携に柔軟に対応できる高度な職業人を育成している。看護学科及びリハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）を設置している。 また、現在の大学は、地域社会との連携が必須であることから、社会人入学制度や科目等履修生制度を利用してリカレント教育の推進を図っている。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「北海道文教大学社会連携・地域貢献に関する方針」を策定し、①地域との連携事業、②包括連携協定に基づく産学共同事業、③社会貢献事業、④地域交流・国際交流事業の4事業を中心とした多面的な連携活動を展開している。 地元恵庭市との密接な連携として、「地域創造研究センター」や「学びの森」（適応指導教室）の設置、地域包括ケアシステムに関する共同研究、災害時における協力体制に関する協定締結など、年々分野を拡充しながら連携体制を構築している。 社会貢献活動の取組みとしては、地元情報誌との共同企画による知見の社会還元や食育アイドルプロジェクトなどによる食育活動の取組み、恵庭市内の小中学校でのアシスタント・ティーチャー、子育て教育地域支援センター（文教ペンギンルーム）、公開講座の開設など、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動や地域支援事業を積極的に実施している。 また、様々な企業・団体、地方自治体等との包括連携協定の締結に基づく連携体制を構築し、連携事業の内容も多岐にわたっている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「北海道文教大学障がいのある学生に関する基本方針」を策定し、入学から卒業までの修学、進学や就職に関する事項について、障害のない学生と等しい修学機会の確保に努めている。 障害のある学生からの申請、希望する支援内容に基づき、「障がい学生支援委員会」の「個別支援チーム」が具体的な配慮内容を示し、担当部署が連携して就学支援を行っている。 留学生への支援は、主に国際交流センター及び国際交流室が行っている。憩いの場をコンセプトとしている国際交流センターは、留学生、日本人学生及び教職員が交流できる場所として設立しており、留学生の生活支援や経済支援も行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 7 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に基づく本学の役員等の構成は以下のとおりである。 ・ 理事 8 名 寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号 1 名 寄附行為第 7 条第 1 項第 2 号 7 名 上記の第 2 号 7 名のうち 1 名が女性である。 ・ 監事 2 名 寄附行為第 2 2 条第 1 項 2 名 このうち、女性監事は選任されていない。 ・ 評議員 9 名 寄附行為第 3 1 条第 1 項第 1 号 3 名 寄附行為第 3 1 条第 1 項第 2 号 3 名 寄附行為第 3 1 条第 1 項第 3 号 3 名 上記の第 1 号 3 名のうち 1 名、第 2 号 3 名のうち 3 名の計 4 名が女性である。 以上、総数 19 名のうち、5 名の女性役員等が就任しており、理事、評議員にバランスよく配置されている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事総数を寄附行為第 5 条第 1 項第 1 号において、6 名以上 8 名以内と規定している。 その内訳は、同第 7 条第 1 項第 1 号において、北海道文教大学学長で理事選任機関において選任した 1 名、同第 2 号で理事選任機関において選任した 5 名以上 7 名以内と規定している。 この理事選任機関の構成員については、寄附行為第 6 条第 1 項において、理事 2 名、評議員 2 名、学外有識者 2 名と定め、更にこの理事選任機関の構成員は、同第 3 項において理事選任機関選考会議の決議によって選任することとしており、理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性を確保している。 また、上記の理事選任機関及び理事選任機関選考会議の運営等に関し必要な事項については、各々規程化している。

実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に基づき、必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限、体制及び運営に関することは、原則として寄附行為に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 また、寄附行為第47条では、理事長、常務理事及び監事は評議員会に出席し、同第48条において、理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合には、再度、協議できるよう協働体制を確立している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会の開催前に常勤理事に対し、事前に打合せを行い、情報提供等を行っている。 また、各役員等が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。 私立学校法改正のポイントなど、学校法人の適正な運営に関し必要とされる知識等を修得するため、理事、監事及び評議員を対象とした勉強会などを必要に応じて実施し、研修機会の充実を図っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を寄附行為で定め、理事は、監事の過半数の同意を得た上で、監事候補者を評議員会に提出し、評議員会の決議により選任している。 会計監査人の選任基準となる職務等を寄附行為で定め、理事は、監事が決定した会計監査人候補者を評議員会に提出し、評議員会の決議により選任している。 上記のとおり監事・会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事が監査を実施するための必要事項を監事監査等職務規程に定め、監事は、会計監査人及び内部監査を行う総務部総務課と情報交換し、必要に応じ協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	定期的に理事長、常務理事との情報交換を行っている。 また、各役員等が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。 私立学校法改正のポイントなど、学校法人の適正な運営に関し必要とされる知識等を修得するため、理事、監事及び評議員

	を対象とした勉強会などを必要に応じて実施し、研修機会の充実を図っている。
--	--------------------------------------

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員総数を寄附行為第 5 条第 2 項において、7 名以上 9 名以内と規定している。 その内訳は、同第 31 条第 1 項第 1 号において、この法人の職員のうちから、評議員会において選任した 2 名以上 3 名以内、同第 2 号でこの法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、評議員会において選任した 2 名以上 3 名以内、同第 3 号で学識経験者のうちから、理事会において選任した 3 名と規定しており、評議員の選任方法や属性・構成割合等についての考え方の明確化及び選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の職務、招集、運営及び議決事項等について、寄附行為に定めて明確にし、評議員会を適切に運営している。 また、寄附行為第 47 条では、理事長、常務理事及び監事は評議員会に出席し、同第 48 条において、理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合には、再度、協議できるよう協働体制を確立している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対し、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。 また、各役員等が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。 私立学校法改正のポイントなど、学校法人の適正な運営に関し必要とされる知識等を修得するため、理事、監事及び評議員を対象とした勉強会などを必要に応じて実施し、研修機会の充実を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人が設置する全ての学校に共通する規程を定め、適切な危機管理対策を実施している。 「学校法人鶴岡学園危機管理規程」では、本学において、発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めている。 「学校法人鶴岡学園危機管理基本マニュアル」では、大学関係者の危機管理意識の向上を図り、危機事象の発生防止に努めるとともに、危機管理体制を整備し、「平常時における危機管

	理」「危機発生時における危機管理」「広報活動」「事後対策」等について定め、教職員に周知を図っている。 危機管理規程においては、学長は、重大な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部を設置し、本部長である学長は、対策本部の業務を統括することとしている。また、平常時においては、北海道文教大学危機管理委員会を設置し、情報の収集及び分析並びに対応策の検討等を行っている。 また、危機管理基本マニュアルに基づく個別のマニュアルとして、学生の留学時等の安全確保を図るため、学生の海外渡航時の危機対応策マニュアルを整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法人が設置する全ての学校に共通する規定を定めており、法人の役員及び教職員の業務遂行が法令及び寄附行為等に適合するための体制を整備するため、「学校法人鶴岡学園コンプライアンス推進規程」を定めている。 また、「学校法人鶴岡学園公益通報に関する規程」を定め、公益通報に関する通報窓口を常設して不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法人が設置する全ての学校に共通する「学校法人鶴岡学園情報公開規程」を定め、この規程に基づき、情報公開を行い、社会に対する説明責任と適切な情報公開を実施している。 また、教育研究活動に関する情報を大学ホームページで公開するとともに、法人の広報誌「文教広報」を半期ごとに発刊し、法人及び法人が設置する学校の情報を広く公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・保護者・地域社会等のステークホルダーに対して、学校教育法施行規則第 172 条の 2（情報の公表）に基づき、教育研究活動に係る情報を大学ホームページで公開している。 各学部・学科における教育活動については、各組織のページを設け、組織の概要や 3 つのポリシー、カリキュラム等の基本的な情報をはじめ、各組織の魅力ある取組みに応じたコンテンツを掲載している。 専任教員の研究活動については、大学ホームページ内に、「教員紹介」のページを設け、専任教員の教育・研究内容を公開している。 自己点検・評価結果については、「自己点検・評価報告書」とともに認証評価の結果を大学ホームページで公表している。 財務状況については、大学ホームページ上に「事業概要と報告」として、事業計画及び事業報告等の公開を行っている。予

	算及び決算は、基本財務諸表及び予算・決算説明を公開するとともに、決算については、各種データも公開することで理解の促進に努めている。
--	---

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明